

おおさかの 住民と自治

2024.7
(通巻第548号)

発行：
一般社団法人
大阪自治体問題研究所
(発行人：堀 哲教)
〒530-0041 大阪市北区天神橋1-13-15
大阪グリーン会館5F
TEL 06(6354)7220 FAX 06(6354)7228
http://www.oskjichi.or.jp/
定価200円(消費税含む)
会員は会費に含まれます

大阪広域水道企業団の現状と府域一水道

大阪自治労連公営企業評議会幹事長 堺市水道労働組合執行委員長 江原太郎

2024年3月、東大阪市議会で大阪広域水道企業団の6市統合案が否決、白紙撤回となりました。今後、残る5市での統合協議が進められます。水道の広域化はなぜ進められるのか？大阪広域水道企業団の府域一水道について考えます。

① 水道法を取り巻く状況

① 水道法の成立
憲法25条・生存権の保障を具現化するものとして1957年に水道法が施行されました。

原則、市町村が運営を行なうこととし、地方公営企業法とあいまって「公共の福祉の増進」を目的としました。

水道法第1条(目的)で「清浄・豊富・低廉」を謳っており、「清浄」とは「国民の公衆衛生の向上のため」・「豊富」とは「生活に困らない量の確保」・「低廉」とは「国民が等しく安全な水の供給を受けることが出来る」としています。

② 度重なる水道法改正
第三者委託を可能に

中小事業体の技術者不足は2002年の水道法改正で大きな問題とされ、技術力の高い第三者の水道事業者への委託ができるよう改正されました。

しかし、当初の目的からかけ離れ、民

間の「第三者」への委託に舵が切られる中、更なる技術力低下へと繋がりました。

③ 民営化を可能とする水道法改正

平成の大合併による広域化、簡易水道の編入、集中改革プランによる人員削減、地方財政の縮小、団塊世代の大量退職による技術者の不足により、中小の水道事業は危機的状況となりました。

2018年「広域化」「官民連携」を掲げた水道法改正が行なわれました。

水道法1条(目的)を「改正前…水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成」部分を「改正後…水道の基盤を強化」に変更しています。

国は、ヒト・モノ・カネの面で水道事業を保護育成してきたのか疑問です。

ヒト…国は地方自治体の人員削減を繰り返し指導、採用抑制や退職者不補充で技術継承が困難に。

モノ…広域化に偏った補助金制度。補助金を投入してもヒト不足で更新できない実態。

カネ…公営企業会計制度により、一般会計からの繰り入れが困難。さらに簡易水道事業の統合により経営は悪化。

これらにより、やむなく広域化や官民連携へ誘導されていきます。

(2) 大阪広域水道企業団と府域一水道
① 橋下知事誕生

2008年1月、橋下徹氏が大阪府知事に当選すると大阪府と大阪市の「二重行政」の解消をアピールはじめました。

代表的な二重行政として、大阪府中小企業信用保証協会と大阪市信用保証協会の統合廃止や大阪府立公衆衛生研究所と大阪市立環境科学研究所の統合、独立行政法人化があります。

これらの統廃合で何が起こったか、自治体問題研究所の発行する文献を参照してください。

② 大阪広域水道企業団の設立

大阪府営水道は市町村への用水供給事業と工業用水事業を、大阪市は市内の水道事業を行っており、淀川右岸と左岸に複数の浄水場や取水場が近接しているため統合すれば効率化できるといふ狙いがありました。

大阪府は、水道事業は住民への直接的なサービス提供で、市町村が水平連携で実施すべきとの考え方により、府水道部を廃止し、府域一水道の実現までの間、大阪府が指定管理者となる、コンセッション型指定管理者制度の導入を大阪府と大阪府で合意。府市で受水市町村に説明会を実施しました。

しかし、コンセッション型では市町村の料金決定などの意見反映が困難となることから、「コンセッション型は選択しない。」「企業団方式で検討を進める。」として受水市町村が反発し、市町村による「企業団」方式を採用。

こうして2011年4月、大阪広域水道企業団が成立しました。

大阪府が担ってきた「用水供給事業」「工業用水道事業」と自治体で担ってきた「水道事業」を継承する一部事務組合として、府内の水道事業の効率化とサービス向上を遂行していくこととなります。

③ 水道事業を取り巻く課題

大阪広域水道企業団のホームページで以下の課題を挙げています。

1、人口減少や節水機器の普及などによる、水需要の減少に伴う収益減少。

2、法定耐用年数を超えた老朽水道管が多く、更新を行うための財政負担が大きい。

3、ベテラン職員が大量退職しており、技術力の低下や技術継承が深刻な問題。

これらの課題に対応し、将来にわたり安全・安心で低廉な水を安定的に供給するため、広域化による効率化を図るとしています。

統合協議に関する説明資料でも上記の

三点が共通した課題となっており、次の統合効果が期待されるとしています。

- ・施設の統廃合や管路更新が進み、人件費や維持管理費などが削減。
- ・財政基盤の強化により、料金上昇幅の抑制や浄水場・管路等の更新・耐震化が進む。

- ・事業運営・会計を一本化することで、組織体制の強化がはかれる。
- ・技術職員の減少問題に対処し、災害に強い水道の構築が進む。

④ 統合の経過

府域一水道を目指すもとで2017年四條畷市・太子町・千早赤阪村が統合。

2021年に千早赤阪村岩井谷浄水場廃止が発表され、地域の住民団体の主催する勉強会に私たちも参加しました。そこで取水している千早川支流の水量が著しく減少したことが原因と、企業団職員の説明を受けました。

統合時の資料にも「自己水量の低下」と記載されていますが、全て取水しても水が足りず、下流は空っぽになっていました。

2019年泉南市・阪南市・豊能町・能勢町・忠岡町・田尻町・岬町、2021年藤井寺市・大阪狭山市・熊取町・河南町と合計14団体。大阪府下市町村の3分の

1で統合が議決されました。

このあと、10団体の統合計画案が出され、3団体が「メリット無し」と離脱。

残る7団体(岸和田市・八尾市・富田林市・和泉市・柏原市・高石市・東大阪市)で統合に向け、協議が進められました。

⑤ 大阪自治労連「統合対策会議」と和泉・東大阪市議会での否決

2023年1月、7団体について、自治労連が関わる自治体もあり、労働組合の組織問題としても企業団についての情報収集と労働組合としてのどのように関わっていくか議論する場を持ち、統合が住民のためになるかどうかの調査・検討を住民とともに進めることや統合に至る場合の賃金労働条件の要求闘争、労働組合の形態などについて議論しました。

2月には統合に関して議員との意見交換会を実施。

すでに統合した自治体の議員からは、企業団議会の定数が42市町村に対して33議席と少なく、議員を出せない年があること。統合前の約束が当てに出来ないことなどが報告されました。また、ある議員からは、「水道職員の意向調査の結果、大多数が残留を希望しており、技術職の確保が難しい」ことや、多額の補助金を

示されているが、40年もの長期であり、割ると多くない補助金で、何倍もする市民の資産が企業団に取られてしまう」と、「なにより水道料金の決定など住民の自治が奪われる」ことなどが出されました。

2023年3月議会で和泉市が統合案を否決し、7市統合案は白紙となりましたが、和泉市を除く6市統合案が出されました。

2024年3月、大阪自治労連は公営企業評議会と関係単組、各市の議員を交えた緊急オンライン意見交換会を開催しました。

統合が、水道料金の決定をはじめとする「水道の自治」を損なうものであることや、企業団への身分移管を希望する水道職員が少ないため事業に支障が生じることなどの問題を明らかにしてきました。

1市でも統合案が否決されれば、昨年に続き統合が白紙になることから、東大阪市議会に向け市民向け緊急宣伝に取り組みました。

東大阪市職労も参加する「市民の会」が街頭宣伝をすすめ、新聞金紙にピラを折込む中で、企業団への統合案に反対する市民世論が議会内外で高まりました。

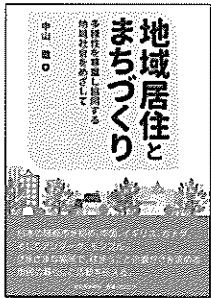
市議会本会議において、大阪維新の会を除く全会派の反対で「統合案」が否決されました。

(3) 住民に水の流れが見える水道行政を
これまで「公衆衛生向上」を目的に厚生労働省が所管してきた水道行政が2024年度から国土交通省に移管されました。

移管によって許認可・建設・整備は国土交通省、水質基準は環境省が所管します。国土交通省はこれまで、河川行政を所管し、水利権を掌握、水道行政にもダム建設を通じて深く関与してきました。ほかに下水道行政も所管し、浄化槽や農業集落排水にも関わりを持ち、下水道の広域化も推進しています。多くの利権が集中する国土交通省ですが、水道行政にも関与することになります。

先の水道法改正で「民営化」への道が開かれましたが、住民運動もあり、民営化を選ばない自治体が多くあります。民営化の最大の抵抗勢力である住民と地方議会から遠ざける道筋が「広域化」だと考えます。

また、「広域化」によってシェアの拡大も出来ず。シェアの拡大は受託を狙う民間企業にとっても好都合です。広域化を果たし、各自治体の水源を放



地域居住とまちづくり

多様性を尊重し協同する
地域社会をめざして

定価 3,520 円 (税込)

中山 徹 編

日本の諸都市を初め、中国、イギリス、カナダ、そしてデンマーク、モンゴル、さまざまな場所で、住まうことの豊かさを求める市民の暮らしと活動を伝える。興味尽きない図版、写真を多数収録。

棄させ、水が余っているダムの水に切り替えさせる。ここに国交省の狙いがあると考えます。
近くの水を飲んでいっていると思ったら、

いつの間にか広域化して遠い淀川の水を飲んでいる。水道料金が値上げされ、身近な浄水場が廃止される。そして知らないうちに民営化。

そうならないよう身近な自治体に水道事業を営んでもらうよう草の根の運動を進めていきます。

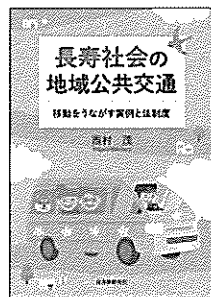
長寿社会の地域公共交通

移動をうながす実例と法制度

西村茂 著

定価 2,200 円 (税込)

元気な高齢者を増やし、地方が抱える難問を解決する！



「お年寄りの移動する『足』がない!」。大都市では様々な移動手段は存在するが、地方では公共交通が不便、空白の地域が多数存在する。しかし地方にも自治体独自の取り組みにより公共交通を維持する地域がある。本書はその具体例、

教訓、課題、関連する法制度、また公共交通を「公共サービス」として編成するフランスの法制度と地域公共交通の具体例も紹介し、今後の日本の地域公共交通の在り方を提案する。公共交通不足に悩む住民・自治体関係者、必携の一冊。

お問合せ・申込み先

大阪自治体問題研究所 TEL:06-6354-7220/FAX:06-6354-7228

ふりがな	書名		冊数
お名前	「地域居住とまちづくり」 A5判 定価3,520円(税込) 別途送料がかかります。		
〒			
お届け先	「長寿社会の地域公共交通」 A5判 定価2,200円(税込) 別途送料がかかります。		
TEL	FAX		